

平成30年度第1回高齢者保健福祉推進会議 議事録

日 時	平成31年3月22日(金) 19時00分～20時30分
場 所	周南市役所シビックプラットホーム共用会議室H
出席者	推進会議委員11名 事務局13名

議事録(要点筆記)

事務局：ただ今から、平成30年度第1回高齢者保健福祉推進会議を開会する。

福祉医療部長：あいさつ

事務局：この会議は「周南市付属機関等の会議の公開に関する規定により公開となっている。会議録も公表するが、名前は伏せて、発言者を「会長」「委員」「事務局」と表記する。

事務局：最初なので、自己紹介をお願いします。

委員 自己紹介

事務局 自己紹介

議題1：周南市高齢者保健福祉推進会議の概要

事務局：「周南市高齢者保健福祉推進会議」の概要について説明する。

この会議は、資料1の「周南市高齢者保健福祉推進会議設置要綱」により設置されており、その目的としては、「介護保険制度の円滑な運営とともに、介護保険事業計画及び老人保健福祉計画の策定並びにこれらの計画の推進について、広く市民の意見を反映させるために設置する。」としており、皆さまには事業の推進状況や次期計画を策定する段階で、幅広いご意見をいただくために委員をお願いしている。

また、介護保険法では、「市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更する時には、あらかじめ被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」とされており、被保険者、いわゆる40歳以上の市民の皆さまの意見を反映させるための場として、本市ではこの推進会議を設置している。

メンバーについては、設置要綱の第2条で学識経験者、保健医療福祉等関係団体の代表者、関係行政機関の職員、被保険者から30人以内で組織するとしており、今期については各分野から15名を委員としてお願いしている。任期は3年としており、皆さまの任期は平成30年の7月1日から平成33年6月30日までの3年間となる。

実際の活動については、計画の推進と策定にあたって会議を開催し、意見をいただくことになる。

周南市では「老人保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を3年に1度策定している。

「老人保健福祉計画」については、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、すべての高齢者を対象とした保健福祉事業全般に関する総合計画とされている。

「介護保険事業計画」については、介護保険法第117条に基づき、「要介護・要支援」の高齢者や「要介護・要支援となるリスクの高い高齢者を対象とした、介護サービス等の基盤整備を計画的に進めるための基本となる実施計画」とされている。この二つの計画は、それぞれ一体のものとして作成されなければならないとされていることから、周南市ではこの2つの計画を総称して「周南市高齢者プラン」としている。

この計画については、県の計画である「やまぐち高齢者プラン」や、周南市の基本計画である「周南市まちづくり総合計画」、また、地域福祉の分野に関する事項を定めた「周南市地域福祉計画」と整合性を図りながら策定している。

最後に、この「高齢者保健福祉推進会議」は、今年度は本日1回、来年度も1回の開催を予定している。平成32(2020)年度は、計画の策定年度になり、年4回程度開催する予定としている。

議題2：会長及び副会長の選出

事務局：続いて、議題2の会長・副会長の選出に移る。

会長・副会長は委員の互選により選出するところだが、会長についてはこれまでも会長をお願いしていた徳山大学の徳重先生が今回も委員でおられるので、これまでの経過も理解されていることから引き続き会長をお願いしたい。異議がなければ賛同の拍手をお願いしたい。

委員拍手

事務局：賛同いただいたので、徳重先生にお願いします。前の席に着席を。

会長： 就任あいさつ

事務局：以降の会議の進行は、要綱により会長にお願いします。

会長：まず、副会長の選出について、推薦等はないか。

 ないようなので、事務局で案があれば提案をお願いします。

事務局：副会長については、公共性の高い団体の委員であり、直接高齢者福祉や介護保険事業に関わっておられる三浦委員にお願いしたい。

会長：依存がなければ賛同の拍手をお願いします。

委員拍手

会長：三浦委員に副会長をお願いする。

副会長： 就任あいさつ

会長：続いて、議題3の「第8次老人保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の進捗状況」について、事務局から説明をお願いします。

議題3：第7次老人保健福祉計画・第6期介護保険事業計画の進捗状況について

資料3『周南市高齢者プラン「第8次老人保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」【平成30(2018)年度～平成32(2020)年度】平成30年度進捗状況』により各担当より説明。

会長：まとめて質問を受け付けたい。

委員：高齢者プランに計画の体系の表記があり、地域で地域住民や民生委員、コミュニティ、自治会、ボランティアの連携によって地域を担う主体を作っていくという計画になっている。進捗状況には第2層協議体の設置、準備会等を開催したとあるが、今宿では、コーディネーターの方はいて個人的には動かれているのだろうけど、地域住民や各団体が連携した集まりがあったとの話は聞かないが、どのように進めようとしているのか。できるだけ沢山の団体が参加して、地域で連携して動ける団体を作るべきではないか。ヘルパー不足からシルバー人材センターに頼むのはよいが、それより先に地域で団体をつくりボランティアを養成するべきではないか。ヘルパーが必要なのは買い物で、お金を取り扱うので、信頼のある人が必要。地域で支援体制づくりが早急に必要なのではないか。

事務局：31地区で協議体を作ることを目指している。今宿地区では夢プランの取り組みの中の一つを協議体として進めている。

委員：夢プランの高齢者部会で今宿カフェを設置し、高齢者が集まれる居場所づくりは進めているが、大きな動きにはなっていないが。

事務局：今宿地区の夢プランの中では、先ず今宿カフェを作ろうという意見が多かった。今後はどういった困りごとがあるか等、今宿地区の方で取り組みを決めて進めていかれる予定である。

委員：周南市の第7期保険料基準額は全国、山口県と比べて低くなっているが、伸び率がマイナスになるのはどうしてか。

事務局：第7期保険料を算定するにあたり、第6期の実績等から標準給付費等を微増と見込んだ。また、介護給付費準備基金の充当を第6期の3億円から6億円と増額したため、第7期は第6期に比べ保険料基準額が減額となった。

会長：周南市の第7期の保険料は県内で最も低くなっている。今後とも利用者の負担が少なく質の高いサービスを提供されるよう努力をお願いしたい。

委員：サービスを提供する者としては、介護人材の確保について悩んでいる。厚生労働省では年間6万人の外国人を受け入れるとしている。住民の要求もあるが、人

口は減っていく中でどのように人材を確保するかを検討していただきたい。市としての支援、徳山大学の情報福祉学部の教育等についての考えを聞きたい。

事務局：本年度、地域密着型サービスの基盤整備に応募がなかったことから、いくつかの事業所や社会福祉法人の方にお話を伺ったが、人材確保、人手不足ということで事業展開や継続が難しいという意見をいただいている。市としても外国人対応等のいろいろな動きの中で、周南市で介護・福祉の仕事をいかに継続的にやっていただくかの取組みについては大きな課題と認識している。まずは、現場の方々、介護の仕事を目指しているの方々のご意見を聴きながら進めていく場を作っていきたいと考えている。

会長：あくまで介護福祉専攻教員としての立場から述べると、徳山大学福祉情報学部の定員は現在50人と、当初に比べ減少している。福祉情報学部の専攻は社会福祉、介護福祉、心理学、健康福祉、メディア情報と5つあり、介護を目指す学生が定員を満たしていない状況ではある。開設は平成20年で、一期生の中に韓国からの留学生がいて、在留資格が認められていない中で資格を取得した。

この10年間、制度が動き出す前に、留学生受入マニュアル等がない中で、留学生の養成に着手することができた。微々たる数ではあるが、昨年3月に国家試験に合格し、資格を取得した留学生が市内に就職した。数の確保も重要だが、まずは適正に介護福祉士を養成し、輩出することを目指し、今後国籍に関わらず有資格者の拡充を図りたい。

委員：医師会は「看護の日」を作って、看護師の仕事の魅力をPRしている、市の方でも外国人だけでなく、中・高校生に介護の仕事の魅力をPRして欲しい。特養の会としても、徳山大学の学園祭の際にコーナーを設け、介護の仕事のPRをしている。私の施設でも中学生の夏休み一日見学を受け入れており、外国人だけでなく日本人の人材確保にも努めるべきと思っている。

委員：高齢者のアンケートで7割以上の方が健康状態は良いと言っている。また、地域の助け合いについても8割の人が賛成している。高齢者の活躍の場として老人クラブ等が掲げられているが、定員等の関係もあり、健康な高齢者の一部である。今後は、その他の元気な方が参加できる仕掛けづくりが必要で、地域で支え合う仕組み作りが大事である。老人クラブだけでなく、違うやり方での人材育成が必要と考える。

会長：アンケート結果については全体的な傾向であり、各地域差がある中で、報告として地域の特性があっても良いかと考える。また、老人クラブの活動についても評価しており、活動の現状などを報告いただけると、情報共有ができるのではと考える。PDCAサイクルで見直す中で、より詳細な情報提供があると良いのではないか。

委員：昨年12月の新聞に訪問介護ヘルパーのセクハラについて大変だとの記事があった。ヘルパーがサービス提供を拒否する正当な理由の中にセクハラが入っていないことがあり、ヘルパーを守る体制づくりが必要で、兵庫県では一人では危険なので、二人で行った場合の一部を助成する制度があるが、人手不足で二人体制になっていないとのこと。本市における状況はどうか、ヘルパーを守り人材を

確保する努力をすべきではないか。

会長：居宅サービス事業者の委員の方から現状につきお話いただければと思う。

委員：訪問介護におけるパワハラ・セクハラについては色々な事業者の話の中で出てくる。デイサービスや施設におけるサービスと違い、訪問介護は一人で、利用者の生活の場・テリトリーに訪問することになり、本来対等な立場でなければならぬが、どうしても利用者が強い雰囲気になる。気に入らないヘルパーにはパワハラと思われる発言をされる方もあり、ヘルパーの心が折れてしまい、事業所が対応する前に辞めてしまうこともある。事業所としてもヘルパーを一人の人間として、生きがいのある、張り合いのある仕事をしてもらうことは検討課題である。多くの事業所では、利用者との契約書の中で、利用者の人権を著しく損なうようなことをしたら契約を解除しても構わないとしているのと共に、逆に、利用者がサービス提供者に対して人権を損なうような暴力や言葉があった場合には、契約を解除することができるとしているが、どこまでが人権を損なうパワハラの範囲とするかが難しい。これまではパワハラに対する積極的な認識がなく、事業所としても管理者・責任者は訪問介護員が受けるパワハラに対しても対応できるような体制や考え方を身に付けなければならないとの話を、協議会の中でもしている。パワハラに対する認識をもっと深めるための活動が必要と考えている。

委員：パワハラがあった時に断れる、事業所としてヘルパーを派遣しないということ、利用者とその家族に理解してもらい、ヘルパーを守ることを広報・周知していくことが大切と思っている。

以上で本日の議題を終了する。事務局から追加の議題があるか。

事務局：議題ではないが、今後のスケジュールを説明する。

来年度も1回会議を開催する予定にしている。

平成32年度については、次期の計画を策定することになる。今の計画を策定した平成29年度には4回集まっていたので、同じ程度集まっていたくようになる。

会長：今の説明について質問等があればお願いします。

なければ、以上で会議を終了する。